

議案参考資料

[令和2年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

商工振興課 商業金融担当

議案名

議案第50号 桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和2年5月15日から信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概要

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業についても融資対象とします。

具体的には、パチンコ店、場外車券(舟券、馬券)売場、キャバレー業等(いずれも公序良俗等の観点から問題のある場合を除く。)の業種を対象に加えるものです。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、経済産業省において、信用保証協会による保証の対象となる業種の見直しが行われ、これまで対象外であった業種について、令和2年5月15日から信用保証制度の対象とされました。

また、県制度融資でも同様の取扱いとする改正を行ったことを受け、市独自融資においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の資金繰りを支援すべく、同様の改正を行おうとするものです。